

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。(第二十二條の二関係)
- 2 この省令は、令和八年四月一日から施行する。